

## 野放しペット輸入に網 厚労省、規制強化へ

外国で発生している感染症のウイルスなどの病原体を国内に運び込む危険のある野生動物について、厚生労働省が本格的な輸入規制の強化に乗り出した。近年のペットブームで外国にしか存在しない“珍種”が流入、ウイルスをまき散らし、未知の感染症を流行させる可能性があるからだ。米国で200人を超える死者を出した西ナイルウイルスを運ぶ野鳥、やはり死者が出ているハンタウイルスを媒介するネズミやリスなどが対象となりそうだ。

### “珍種”

現在、国内には、世界各地から多数の野生動物が家庭用ペットとして輸入されている。

平成13年の財務省貿易統計によると、海外から輸入された動物は約7億8270万頭・匹。プレーリードッグ、フェレット、ヘビ、ワニ、イグアナ...など種類も多様だ。

「ペット溺愛(できあい)が生む病気」などの著書がある日大医学部の荒島康友助手(臨床検査医学)によると、1980年代からアライグマ、スカンクといった米国産野生動物がペット用として輸入され始め、爬虫(はちゅう)類、鳥類、昆虫に広がった。ここ数年は「ハリー・ポッター」で注目を集めたフクロウが人気の的になっている。

「他人の飼っていない動物を飼い誇る」ことができる一方で、こうした動物は、ウイルスの媒介(ベクター)となり、未知の感染症を人にうつしてしまう怖さがある。

後ろ足でヒョコッと立つ姿が愛らしいプレーリードッグ。日本でもペットとして人気が高いが、実は、伝染性が高い野兔(やと)病やペストを人にもたらす恐れがある。野兔病やペストに感染し発症すると、高熱や意識障害を起こし重症化してしまう。

実際に昨夏、日本に輸入されていた米国産プレーリードッグが野兔病にかかっていたことが分かり、厚生労働省は今年3月から輸入規制の対象とすることを決めた。

### 無防備

プレーリードッグの規制が決まるまでは、野生動物に関する国の規制は無防備だった。感染症法による規制は、エボラ出血熱を媒介する恐れがある猿だけにしかかかっていなかった。

輸入業者はいつでも好きなだけ多種多様な動物を輸入できるため、米国で死者が出ている西ナイル熱のウイルスを運び込む野鳥、やはり致死率が高いハンタウイルスを媒介するネズミやリスなども、これまでは検疫を受けずに国内に入り、すでに国内に潜んでいる可能性もある。

輸入ペット規制が野放しになっていた背景には、国内で動物が感染源となることに対する危機管理意識が低かったことがあげられる。専門家の間では常識だった動物由来感染症だが、プレーリードッグやBSE(牛海綿状脳症、狂牛病)パニックで最近、ようやく動物からの感染対策を強化する必要性が叫ばれるようになってきた。

## やっと

厚生労働省は昨年7月、感染症法の改正(来年4月)にあわせ、動物由来感染症対策の作業班を立ち上げた。今年2月には、感染症法改正案の具体策を話し合う研究班の第1回会議を開き、今後の方針を決めた。

方針では、西ナイル熱のウイルスを運びかねないオウムやインコなど、感染症法の4類感染症を媒介する恐れがある動物の輸入規制を行い、さらに輸入届け出制を新設して輸入業者が販売した後も、販売経路を追跡できるようにすることを検討中だ。

研究班班長で東京大学大学院の吉川泰弘教授(農学生命科学)は「日本に比べて外国の危機管理意識は高く、大半の野生動物は原則、輸入が禁止されている。日本もすべての野生生物に輸入規制をかけるべきだ」と話している。(by 清水麻子)